

広島県告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

世羅郡世羅町大字小谷字八田原山九五四の三・九五七の三・九五八の三（以上三筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅